

西尾市都市計画審議会会議録

開催日時 令和3年5月19日（水）
午後2時00分～午後2時45分

場 所 西尾市役所5階 51会議室

議 題 議案第1号 西三河都市計画道路の変更（西尾市決定）について
議案第2号 西三河都市計画道路の変更（愛知県決定）について

出席委員 長谷川敏廣 松崎隆治 青山 繁 犬飼勝博
黒柳和義 内藤幸子 朝岡市郎 手島とし子
高須ゆき江 稲垣芳樹 岩月康男 春日井文良

欠席委員 齋藤種治 外山好一 梅本雄司

事務局 都市整備部長 吉田修二
都市整備部技監 石原健司
都市計画課長 高須清和
都市計画課 課長補佐 近藤茂弘
課長補佐 青山 光
主 査 坂部 一

公開の有無 公開

傍聴人数 なし

	<p>(開会) 午後2時00分</p> <p>事務局</p> <p>定刻となりましたので、ただ今から令和3年度第1回 西尾市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>私は、事務局を務めさせていただきます西尾市都市整備部長の吉田でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>また、本日は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため手指消毒、マスク着用などのご協力をいただき、ありがとうございます。</p> <p>現在、愛知県には緊急事態宣言が発出されている状況でございますが、本会議の開催について愛知県都市計画課に相談をし、審議内容については、説明の必要があると判断をさせていただきましたので、書面開催やWEB会議ではなく、感染防止対策の徹底により、審議会を開催させていただくこととしましたので、よろしくお願いたします。</p> <p>議事に入る前に、西尾市都市計画審議会委員の委嘱についてご連絡をさせていただきます。</p> <p>この4月において委員の変更がございましたのでご紹介させていただきます。本日、出席予定でありましたが急遽欠席されておりますが、西尾商工会議所専務理事の梅本雄司様でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは、次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>はじめに、会長から挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>本日は審議会に招集しましたところ、委員の皆様におかれましては、公私ともご多忙の中、会議に出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>皆様のご協力により、会議がスムーズに進行いたしますことをお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、議題に入らせていただきますが、「西尾市都市計画審議会条例第4条第2項で会長が議長となる。」となっておりますので、ここからは会長に議事進行をお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、議長を務めさせていただきます。</p> <p>ただ今の出席者は委員定数15名のうち、12名で、過半数に達しており、西尾市都市計画審議会条例第5条第2項により、本審議</p>

事務局	<p>会は成立しておりますのでご報告をさせていただきます。</p> <p>それでは、これより会議を開催させていただきます。</p> <p>議事に先立ちまして、「西尾市都市計画審議会運営要綱第6条第1項で審議会の会議については、議事録を作成し、議長の指名した委員2名が、これに署名するものとする。」となっておりますので、会議録署名委員を議長において、指名したいと思います。</p> <p>会議録署名委員に青山繁委員、岩月康男委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事前に送付されております資料に基づきまして議題に入らせていただきます。</p> <p>議題の説明後、質疑を賜りますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号 西三河都市計画道路の変更（西尾市決定）について、事務局より説明を求めます。</p> <p>都市計画課長の高須でございます。座って説明をさせていただきます。</p> <p>説明をさせていただく前に、机上に追加資料をお配りさせていただいております。A4横で右上に追加資料と記載のある資料となります。事前に送付させていただきました資料を補足する地図となっております、また、道路の起点終点は原則として、北から南、西から東に設定してありますので、説明の際にはその様に地名を申し上げますので、追加資料の地図をご覧くださいながらお聞きいただきたいと思います。</p> <p>それでは説明を始めさせていただきます。</p> <p>まず、今回の変更につきましては、平成31年3月19日開催の本審議会において、「報告第2号 西尾市都市計画道路見直しについて」にて、未着手の都市計画道路について必要性等を検証したものを、素案として報告させていただき、令和元年10月7日開催時には、現状報告と今後の予定を説明させていただいておりましたが、地元調整等の準備が整った路線について廃止等の変更を行うものです。</p> <p>本日の都市計画審議会は2議案で、両議案とも西三河都市計画道路の変更でございます、西尾市決定と愛知県決定がございます。</p> <p>それではまず先に、西尾市決定分からご説明させていただきます。</p> <p>議案第1号 1ページをご覧ください。</p> <p>提案理由に先立ちまして、路線番号について少しご説明させていただきます。都市計画道路には、それぞれに路線番号がございます。</p> <p>例えば、提案理由にあります、3・4・23号岡崎一色線でございますが、左側の「3」は「区分」で幹線街路を表しております、他には自動車専用道路は「1」や区間街路は「7」などがあります</p>
-----	---

が、本日ご説明させていただく路線はすべて、幹線街路の「3」でございます。次に真ん中の「4」は「規模」を表しており幅員により、変わってまいります。幅員が16mから22mまでが「4」、12mから16mまでが「5」などとなっております。最後の「23」は一連番号となっており、当該都市計画区域、区分ごとに番号を付しております。

本日の説明時には、各路線の路線番号を省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、提案理由からご説明いたします。

西三河都市計画道路の変更（西尾市決定）の提案理由としましては、都市計画決定当時から、社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性を検証した結果、岡崎一色線及び吉田荻原線の一部区間を廃止する。

上述の変更及び荻原一色線ほか2路線の一部区間廃止（愛知県決定）に伴い、齋藤一色線ほか5路線の名称、位置、区域及び構造を変更するものです。

2ページをご覧ください。

都市計画総括図でございます。西尾市決定で変更する路線を記載してあります。今回一部区間の廃止を行う路線は、赤色枠で路線名を表示してあります2路線で、青色破線がその路線で、そのうち赤色実線部分が廃止区間でございます。

緑色枠で路線名を表示してあります4路線は、西尾市決定及び愛知県決定の廃止等にあわせまして、交差箇所数などの、関連の変更をする路線で、緑色丸部分が交差箇所数の減る場所でございます。

一部区間の廃止を行う路線からご説明させていただき、交差箇所数などの関連の変更路線につきましては、まとめて説明させていただきます。

それでは、一部区間の廃止を行う路線から、説明いたします。

3ページをご覧ください。

岡崎一色線で、追加資料は1ページでございます。

当路線は、福地地区、一色地区や沿線の市街地拡大の想定等を勘案し、名鉄西尾線との交差部は立体交差構造を採用した幹線街路として、昭和39年に都市計画決定されました。昭和47年には延長及び幅員等の変更が行われ、その後の線形の変更等を経て、現在に至っています。

図、右下の凡例をご覧ください。

廃止区間を黄色実線で、存続区間を桃色実線で、代替道路を水色実線で示してございます。

図、中央黄色実線部分が廃止区間となります。

廃止区間の西側には代替道路の主要地方道豊田一色線があり、周辺地区の交通処理を行っています。見直し検証作業において、当区間

を廃止した場合でもこれらの現道や周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることを確認しております。また当初見込んでいた市街化が進まず、市街地拡大を前提とした当区間の計画を見直すこととし、細池町十良山地内から須脇町流地内まで、約1,450mの区間を廃止するものです。

なお、この一部区間の廃止に併せて都市計画路線名の変更をします。岡崎市内から細池町十良山地内の約19,470mについて岡崎西尾線に変更（愛知県決定）し、斉藤町大割地内から一色町野田寄神地内の約4,430mについて斉藤一色線に変更（西尾市決定）します。

4 ページをご覧ください。

吉田荻原線で、追加資料は2 ページでございます。

当路線は、沿線の市街地拡大を見込み、昭和42年に吉良町荻原と吉良町吉田を結ぶ幹線街路として、都市計画決定されました。昭和59年に一部経路の変更に伴い延長等の変更が行われ、その後の車線数の変更を経て現在に至っています。

図、下部の黄色実線区間が廃止となります。

廃止区間の同位置には、代替道路として、2車線の市道吉田荻原線の現道があり、当該区間のネットワークを形成するとともに、円滑な交通処理を行っております。

今後、市街地拡大が見込まれないことから、市街地拡大を前提とした当区間の計画を見直すこととし、吉良町大島梅田地内から吉良町白浜新田北切地内までの約1,850mの区間を廃止するものです。

次に、交差箇所数などに関連して変更をする4路線について説明します。

5 ページをご覧ください。

関連して変更する場所につきましては、2 ページの総括図とあわせてご覧ください。

また、愛知県決定の一部区間廃止の詳細につきましては、議案第2号で説明させていただきます。

まず、熊味今川線で、追加資料は3 ページでございます。

これは、西尾口線の一部区間の廃止（愛知県決定）に伴い、現道との接続による、位置、一部区域及び構造を変更するものでございます。

中部線、東部線で、追加資料は4 ページでございます。

これは、荻原一色線の一部区間の廃止（愛知県決定）に伴い、交差箇所数の変更をするものでございます。

栄町線で、追加資料は5 ページでございます。

これは、木田吹貫線の一部区間の廃止（愛知県決定）に伴い、現道との接続による、位置、一部区域及び構造を変更するものでございます。

最後に、6 ページをご覧ください

	<p>西三河都市計画道路の変更（西尾市決定）スケジュールですが、本日の審議会に先立ちまして、県への事前協議を令和3年2月25日に行い、その回答を3月25日に受けております。その後、都市計画法第17条の規定に基づく変更案の縦覧を4月9日から23日まで行いました。この縦覧による閲覧者は1名で、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>今後、本審議会の答申を受けまして、県知事との協議を経て8月中旬、都市計画変更の決定告示を行う予定であります。</p> <p>以上、議案第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
<p>会長</p>	<p>議案第1号の説明は終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑をされる方は挙手をして、私からの指名を受けてから発言をお願いいたします。</p> <p>質疑はございませんか。</p>
	<p>質疑もないようですので、質疑を終わらせていただきます。</p> <p>これより議案第1号について採決を行います。</p> <p>議案第1号について、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>異議なし</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり承認されました。</p>
<p>事務局</p>	<p>続きまして、議案第2号 西三河都市計画道路の変更（愛知県決定）について、事務局より説明を求めます。</p> <p>それでは愛知県決定分のご説明させていただきます。</p> <p>議案第2号 1ページをご覧ください。</p> <p>西三河都市計画道路の変更（愛知県決定）の提案理由としましては、都市計画決定当時から、社会経済情勢が変化したこと等を踏まえ、その必要性を検証した結果、荻原一色線ほか4路線の一部区間を廃止する。</p> <p>上述の変更及び岡崎一色線及び吉田荻原線の一部区間の廃止（西尾市決定）に伴い、衣浦岡崎線ほか11路線の名称、位置、区域及び構造を変更するものです。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>都市計画総括図でございます。愛知県決定で変更する路線を記載してあります。今回一部区間の廃止を行う路線は、赤色枠で路線名</p>

を表示してあります5路線で、青色破線がその路線で、そのうち赤色実線部分が廃止区間でございます。

緑色枠で路線名を表示してあります4路線は、西尾市決定及び愛知県決定の廃止等にあわせまして、交差箇所数などの、関連の変更をする路線で、緑色丸部分が交差箇所数の減る場所でございます。

一部区間の廃止を行う路線からご説明させていただき、交差箇所数などの関連の変更路線につきましては、まとめて説明させていただきます。

それでは、一部区間の廃止を行う路線から、説明いたします。

3ページをご覧ください。

荻原一色線で、追加資料は6ページでございます。

当路線は、沿線の更なる市街地拡大を見込み、昭和30年に一色地区内、昭和32年に吉良地区内を結ぶ幹線街路として、都市計画決定されました。昭和42年には、延長及び起終点の変更が行われ、その後幅員の変更等を経て、現在に至っています。

図、中央黄色実線部分が廃止区間となります。

廃止区間の同位置には、代替道路となる、2車線で概ね歩道を有する一般県道荻原一色線が、幅員約10mで整備されており、一色地区から吉良地区へのネットワークを形成するとともに、円滑な交通処理を行っております。見直し検証作業において、当区間を廃止した場合でもこれらの現道や周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることを確認しております。沿線では当初見込んでいた市街化が進まず、市街地拡大を前提とした当区間の計画を見直すこととし、一色町一色下乾地地内から吉良町荻原割田地内まで、約3,230mの区間を廃止するものです。

また、この一部区間の廃止に併せて都市計画路線名の変更をします。吉良町荻原割田地内から吉良町荻原桐杭地内の約600mについて、荻原割田桐杭線に変更（愛知県決定）し、一色町味浜屋下地内から一色町一色下乾地地内の約700mについて味浜一色線に変更（愛知県決定）します。

4ページをご覧ください。

続いて、吉良南北線で、追加資料は7ページでございます。

当路線は、昭和32年に吉良地区の既成市街地を南北に結ぶ幹線街路として都市計画決定されました。昭和35年には経路の一部変更が行われ、その後の延長の変更等を経て現在に至っています。

図、中央の黄色実線区間が廃止となります。

廃止区間の代替道路となる、片側歩道を有する市道吉田荻原線と、両側歩道を有する一般県道荻原一色線が南北の連絡機能を発揮するとともに、吉良支所や荻原小学校へのアクセスを支えています。

また、計画区間には、県有形文化財の旧糟谷邸があり、歴史的遺

産も含め、既存のまちなみを保全する方が望ましいと考えます。

以上のことから、吉良町荻原中重田地内から吉良町荻原川畑地内までの約790mの区間を廃止するものです。

また、この一部区間の廃止にあわせて都市計画路線名の変更をします。吉良町荻原川畑地内から吉良町吉田西中浜の約1,690mについて荻原川畑吉田線に変更（愛知県決定）し、吉良町富田鷺田地内から吉良町荻原中重田地内の約1,050mについて富田中央線に変更（愛知県決定）します。

5 ページをご覧ください

西尾口線で、追加資料は8 ページでございます。

当路線は、更なる市街地拡大を見込むとともに、沿線での工業の発展、人口増加に伴う都市の健全な発展に資するため、昭和39年に上町から名鉄西尾口駅を経て、江原町を結ぶ幹線街路として都市計画決定されました。昭和47年には幅員の変更が行われ、その後車線数の変更等を経て、現在に至っております。

図、中央から右側黄色実線部分が廃止区間となります。

廃止区間の同位置には、代替道路となる、2車線で概ね両側歩道を有する主要地方道岡崎碧南線が、幅員約12mで整備されており、名鉄西尾口駅周辺から江原町へのネットワークを形成するとともに、円滑な交通処理を行っております。見直し検証作業において、当区間を廃止した場合でもこれらの現道や周辺都市計画道路で円滑な交通処理ができることを確認しております。沿線では当初見込んでいた市街化が進まず、市街地拡大を前提とした当区間の計画を見直すこととし、熊味町西平角地内から江原町穴田地内まで、約2,520mの区間を廃止するものです。

6 ページをご覧ください。

岡山富田線で、追加資料は9 ページでございます。

当路線は、沿線の更なる市街地拡大を見込み、昭和32年に吉良町吉田と吉良町上横須賀を結ぶ幹線街路として、都市計画決定されました。昭和35年には、経路の一部変更が行われ、その後車線数の変更等を経て、現在に至っています。

図、上側黄色実線部分が廃止区間となります。

廃止区間の代替道路となる、両側歩道を有する市道木田岡山線が概ね幅員17mで整備されており、市道木田吹貫線と都市計画道路西尾幡豆線をあわせ円滑に交通処理を行っております。

廃止区間の南側は既に市街地が形成されており、計画どおり鉄道交差部を立体構造で整備する場合、周辺まちなみに大きな影響を与えることとなります。また北側は市街化調整区域で今後の市街地拡大は見込まれないことから、吉良町岡山山ヶ田地内から吉良町上横須賀八王子地内までの約760mの区間を廃止するものです。

また、この一部区間の廃止に併せて都市計画路線名の変更をしま

す。吉良町上横須賀八王子地内から吉良町富田鷺田地内の約1,850mについて上横須賀富田線に変更（愛知県決定）します。

7ページをご覧ください。

木田吹貫線で、追加資料は10ページでございます。

当路線は、昭和32年に吉良町上横須賀地内を結ぶ幹線街路として、都市計画決定されました。昭和42年には、延長及び幅員の変更が行われ、その後車線数の変更等経て、現在に至っています。

図、中央から左側と右側の黄色実線部分が廃止区間となります。

左側廃止区間の代替道路は、2車線で両側歩道を有している市道栄町線があり、市道吉良南北線とあわせ円滑に交通処理を行っており、右側廃止区間の代替道路となる主要地方道西尾吉良線は2車線で片側歩道を有しており円滑な交通処理を行っております。

左側廃止区間には、古くからのまちなみが既に形成されていることや、右側廃止区間は市街化調整区域であることを踏まえ、現道を活用しながら交通処理を行っていくことが望ましいと考えることから、吉良町上横須賀渡舟場地内から吉良町上横須賀八王子地内までの約420m及び吉良町木田宮脇地内から吉良町木田前田までの約170mの区間を廃止するものです。

また、この一部区間の廃止に併せて都市計画路線名の変更をします。吉良町上横須賀八王子地内から吉良町木田宮脇地内の約630mについて上横須賀木田線に変更（愛知県決定）します。

次に、交差箇所数などに関連して変更する4路線について説明します。

8ページをご覧ください。

関連して変更する場所につきましては、2ページの総括図とあわせてご覧ください。

衣浦岡崎線で、追加資料は11ページでございます。

これは、西尾口線の一部区間の廃止に伴い、交差箇所数を変更するものでございます。

西尾吉良線で、追加資料は12、13ページでございます。

これは、木田吹貫線と吉田荻原線の一部区間廃止に伴い、現道との接続による、位置、一部区域及び構造を変更するものでございます。

西尾幡豆線で、追加資料は14ページでございます。

これは、岡山富田線の一部区間の廃止に伴い、交差箇所数を変更するものでございます。

西尾環状線で、追加資料は15ページでございます。

これは、西尾口線の一部区間の廃止に伴い、交差箇所数を変更するものでございます。

最後に、9ページをご覧ください

西三河都市計画道路の変更（愛知県決定）スケジュールですが、

	<p>本日の審議会に先立ちまして、県へ案の申出を令和3年2月25日に行い、本変更案への意見照会が3月25日付けで県から送付されております。その後、都市計画法第17条の規定に基づく変更案の縦覧を4月9日から23日まで行いました。この縦覧による閲覧者は1名で、意見書の提出はありませんでした。</p> <p>今後、本審議会の答申を受けまして、愛知県知事へ意見の回答をします。その後7月に開催される愛知県都市計画審議会を経て8月中旬、都市計画変更の決定告示を行う予定であります。</p> <p>以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。</p>
会長	<p>議案第2号の説明は終わりました。 これより質疑に入ります。 質疑はございませんか。</p>
委員	はい、議長
会長	手島委員どうぞ
委員	<p>ばらネット手島と申します。 よく分からない点を質問させていただきます。 生活道路として使用している道路で廃止区間がありますが、この廃止区間の意味は道路として使用出来なくなるという意味ですか。それとも生活道路として残るという意味ですか。その辺を教えてください。</p>
事務局	<p>廃止と言うのは、都市計画道路としては廃止されるという事です。説明にもありました現道としては残りますので今まで通り生活道路として使用していただけます。愛知県の総見直しの中で整備の必要性が無い区間については現道を使用し、計画を廃止した方が良いのではないかという方針に基づいて廃止をしていくものであり、生活道路として使用出来なくなるという訳ではありません。よろしいでしょうか。</p>
委員	了解しました。ありがとうございます。
会長	<p>他にございませんか。</p> <p>それでは、特に質疑もないようですので、質疑を終わります。 これより議案第2号を採決します。 議案第2号について、原案のとおり承認することに、ご異議ござ</p>

	<p>いませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり承認されました。</p> <p>本日、予定しておりました議題はすべて終了いたしました。これ をもちまして、議長の任を解かさせていただきます。 ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、次第の「3 その他」であります。全体をとおして 何か質問等はございますか。</p>
委員	<p>はい。</p>
事務局	<p>黒柳委員どうぞ。</p>
委員	<p>只今、審議されました2議案に対して廃止路線の説明がありまし たが、例えば車のナビゲーションにセットした場合、他市と比べて 道路が屈折した道路になってしまわないか。都市計画道路のため、 この様な議案かもしれないが、道路は一本道の方が速やかに通行で き、道路は直線化した方が将来的に西尾市の繁栄に繋がると思 う。同様な事を繰り返し最終的には直線化に近い整備をしていかな いと他市に比べて道路が屈折した市になってしまうので、長い目で 見て西尾市の発展を考えて道路計画を進めてください。意見として 述べさせていただきましたのでご答弁は結構でございます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今の意見のとおり、道路等については人の移動に対して重要な ものでありますので、当然、直線的に整備した方が移動も早く効果 的である事は承知しております。</p> <p>今回、見直しする路線に対しては全て道路が無くなる訳ではな く、現道があり移動自体は可能と考えております。完全に廃止して しまう路線については、1路線を除き都市計画道路の位置に道路整 備を考えている部分もあります。又、この都市計画決定自体が50 年近く経過しており、計画がある事により建物等を建築する際に制 限が掛かるため、制限を無くす意味でも見直しを全国的に進める動 きがあり、県内の近隣市町でも道路見直しや道路整備のタイミング で廃止を行っており、西尾市については今回の議案のとおり進めたい と考えておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>他にございませんか。</p>

特に無いようでございますので、事務局から事務連絡をさせていただきます。

事務局より1点連絡させていただきます。

本日の議事録を事務局にて作成いたしました後に、会議録署名委員に指名されました青山繁委員、岩月康男委員におかれましては署名をいただきに、事務局から連絡をし、お伺いさせていただきますのでよろしくお願い致します。

これをもちまして、西尾市都市計画審議会を閉会させていただきます。

お疲れ様でございました。

(閉会) 午後2時45分